

新潟市道路監理員業務実施要領

昭和47年10月1日建設局内規
昭和54年10月24日一部改正
昭和56年4月1日一部改正
昭和63年4月1日一部改正
平成13年1月1日一部改正
平成13年4月1日一部改正
平成19年4月1日一部改正

(趣旨)

第1 道路管理業務の円滑かつ適正を期するため制定された新潟市道路監理員規程(新潟市訓令第10号。以下「規程」という。)に基づき、道路監理員の職務の執行にかかる業務(以下「道路監察」という。)の実施に関しては、この要領の定めるところによる。

(道路監察区域)

第2 道路監察区域は、市が管理する国県市道(以下「道路」という。)とする。

(道路監察心得)

第3 道路監理員は、規程第3条に定める職務権限を行なうにあたっては、その権限の強大なことに鑑み、規程第4条に定める遵守事項を遵守するとともに、争案を厳正に検討したうえ、的確かつ迅速に処理しなければならない。

(道路監察事項)

第4 道路監察事項は、次のとおりとする。

- 1 道路の損傷又はその誘因となる事象の監察
- 2 道路に関する禁止行為の監察
- 3 道路不法占用物件の監察
- 4 道路占用工事の監察
- 5 沿道区域における工事等の監察
- 6 車両制限令による違反行為の監察
- 7 その他道路管理に関する法令違反の取締り及び交通安全運動実施期間等における特別監察

第5 削除

(道路監察車)

第6 道路監察に使用する自動車(以下「道路監察車」という。)は、次のとおりとする。

- 1 道路監察車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車の指定を受けた自動車とし、車体の側面に新潟市道路監察車と明示する。
- 2 前項の定めにかかわらず、特命監察又は緊急監察の必要が生じた場合は、この限りでない。

(道路監察方法)

第7 道路監察は、次の方法により行なう。

- 1 道路管理員は第4に規定する監察事項について、必要に応じて巡回監察を行うものとする。
- 2 道路の破損、欠壊その他道路交通に危険が生じ、又はおそれのある場合等の緊急監察

(道路監察事項の処理)

第8 道路監察の結果は、次により処理する。

- 1 道路の損傷又は、その誘因となる事象の監察

(1) 道路の損傷を発見したときは、損傷の内容、程度等を的確に判断し、次の措置を講ずること。

- ア 損傷の内容、程度が一般交通に危険をおよぼすおそれがあると判断される場合は、ただちに保安柵等を設置する等の危険防止をはかるとともに、土木部土木総務課長（以下「土木総務課長」という。）及び所管の土木部地域土木事務所維持管理課長（以下「維持管理課長」という。）又は区役所建設課長（以下「区建設課長」という。）に連絡すること。
 - イ 損傷の内容、程度により通行の制限又は禁止をする必要があると判断される場合は、ただちに可能な範囲の措置を講じ、道路の損傷に起因する事故の防止に努めるとともに土木総務課長に報告のうえその指示を受けること。
 - ウ 損傷の原因が、道路占用工事等に起因するものと判断されるときは、ア又はイの措置を講ずるとともに、すみやかに当該原因者に対して、その復旧を行なわせること。
- (2) 道路の損傷の誘因となる事象を発見したときは、前号に準じた措置を講ずること。
- (3) 土木総務課長は、前各号により連絡又は報告を受けた場合は、所轄警察署及び関係機関に連絡協議のうえ、その措置を講じ、重要と判断されるものは市長に報告をすること。
- 2 禁止行為の監察
- 禁止行為の違反については注意書（別記第1号様式）を交付して取締ること。
- なお、是正の注意後も反復して違反を繰り返す者及び悪質な者に対しては、次の措置を講ずること。
- ア 所轄警察署と協議のうえ、共同取締りをする事。
 - イ 警告書（別記第2号様式）により警告をする事。
 - ウ 出頭を命じて聴聞をする事。
 - エ 監督処分をする事。（別記第3号様式）
- 3 不法占用物件の監察
- (1) 道路法第32条の規定による道路占用許可の対象となる物件の不法占用については、すみやかに所定の手続きをとり、許可を得て道路の占用をするよう指導し、是正に努めること。
- (2) 悪質な不法占用物件又は前号以外の不法占用物件については、関係機関と連絡協議のうえ、次の措置を講じてその排除に努めること。
- ア 警告書（別記第2号様式）により警告をする事。
 - イ 出頭を命じて聴聞をする事。
 - ウ 監督処分をする事。（別記第3号様式）
- 4 道路占用工事の監察
- (1) 道路占用工事の許可条件違反及び不適正な施工については、発見の都度現場において指摘し、是正を指示し改善させること。
- (2) 是正に日時を要するものについては、後日改善結果を確認すること。
- なお、違反の軽重等総合的に考察して、現場指導以外の措置が必要であると判断されるものについては、次の措置を講ずること。
- ア 警告書（別記第4号様式）により警告すること。
 - イ 出頭を命じて聴聞をする事。
 - ウ 監督処分をする事。（別記第3号様式）
- 5 沿道区域における工事等の監察
- (1) 工事期間中における道路の構造及び機能におよぼす影響並びに汚損等に注意し、特に一般交通の円滑と安全を確保するよう指導すること。
- (2) 違反行為及び工事の不適正施工についての措置を講ずるにあたっては、前項に準じて行なうものとする。
- 6 車両制限令による違反行為の監察
- 車両制限令の違反については、注意書（別記第5号様式）を交付して取締ること。
- なお、注意後も反復して違反を繰り返す者及び悪質な者に対しては、次の措置を講ずること。
- 道路法第47条の3第1項の規定に基づく措置を命ずること。（別記第6号様式）
- 7 その他道路管理に関する法令違反の取締り及び交通安全運動実施期間等における特別監察

前各項に準じて処理すること。

(聴聞及び報告)

第9 第8第1項から第5項及び第7項に定める聴聞を行なう場合は、聴聞通知書(別記第7号様式)により出頭を命じ、その結果を規程第6条第1項第1号の定めにより市長に報告する場合は、土木総務課長を経て行なうものとし、同条同項第2号及び第3号の定めによる報告もまた同様とする。

(告 発)

第10 規程第6条第1項第3号の定めにより告発の必要が認められ、告発を行なう場合は、土木総務課長が市長の承認を得て行なうものとする。

(事故発生等の緊急措置)

第11 事故発生等の緊急時の現地出動、緊急措置及び情報の報告は、次により処理する。

- 1 事故等が発生した場合はただちに現地に出動し損害の程度を最小限にとどめるよう措置を行なうとともに、土木総務課長及び所管の維持管理課長又は区建設課長にその詳細を報告のうえ、事後の指示を受けること。
- 2 道路占用工事に起因する事故については、関係者と立ち合いのうえ、その原因を究明し、当該原因者から事故報告書を徴するとともに、事故のてん末を土木総務課長及び所管の維持管理課長又は区建設課長に報告(別記第8号様式)し、事後の措置について指示を受けること。
- 3 土木総務課長は、前号の報告に基づき事故等の内容、規模により、重大と判断されるときは、ただちに市長に報告をすること。

(道路監察(監理)日誌)

第12 道路監理員は、道路監察結果を規程第7条の定めによる道路監理日誌を作成のうえ、土木部土木総務課の道路監理員は、土木総務課長に、土木部道路計画課の道路監理員は、道路計画課長に、土木部地域土木事務所維持管理課の道路監理員は、維持管理課長に、土木部地域土木事務所建設課の道路監理員は、建設課長に、区役所建設課の道路監理員は、区建設課長にそれぞれ回覧をすること。

(道路監察業務実施細目)

第13 この要領に定めのない道路監察業務実施の細目については、別に土木部長が定めるところによる。

附 則

この要領は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和54年10月24日から施行する。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。